

住宅などの建築をお考えの皆さんへ

令和7年4月
スタート！

建築基準法などの改正により 建築確認の手続きが変わります

☎ 都市整備課 32-1694

1 「建築確認・検査」が必要に

これまで、建築確認・検査が不要だった都市計画区域外(※)の地域でも、階数2以上または延べ面積200㎡超の建築物は全て建築確認・検査が令和7年4月から必要になります。(大規模な修繕・模様替えを含む)
※区域エリアについては都市整備課までお問い合わせください。



詳しくはこちら
(国土交通省 HP)

改正後

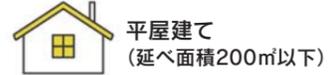
【手続き必要】



木造2階建て (延べ面積200㎡超) 平屋建て

全ての地域で建築確認・検査が**必要**
※大規模な修繕・模様替えを行う際も同様

【手続き不要】



平屋建て (延べ面積200㎡以下)

都市計画区域外に建築する際には建築確認・検査が**不要**
※工事届については従来通り

改正前

【手続き不要】



木造2階建て 平屋建て

都市計画区域外に建築する際には建築確認・検査が**不要**

2 構造および省エネ関連の 図書の提出が必要に

階数2以上または延べ面積200㎡超の建築物は、市内の全地域で確認申請時に、構造・省エネ関連の図書の提出や手続きが必要になります。
※平屋建てで延べ面積200㎡以下は不要。

3 「省エネ適合基準」の義務付け

市内全ての地域で、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます。
※建築基準法と同様に、省エネ法も提出・手続き不要でも基準に適合させる必要があります。

建築確認の手続き変更と併せて確認しよう！

宇城市景観計画

市では、宇城の自然や市街地景観、歴史的な景観などとの調和を図り、良好な景観づくりを進めるために、市全域を「景観計画区域」としています。
そのため、対象の行為を行う場合は**あらかじめ届出が必要**です。



詳しくはこちら

◇色彩対比イメージ◇

市街地での建物と周辺



低彩度の建物が集積している宇城市の市街地では、高彩度の色彩にすると街並みから浮いて見えるため、低彩度にするとう調和して見えます。

自然地での建物と周辺



山並みなどの自然の色彩は、彩度、明度ともに低く、建物を高彩度・高明度の色彩にすると周辺から浮いて見えるため、低彩度・低明度の色彩にすると自然と調和して見えます。



年末年始の

ごみ出しは 計画的に



☎ 衛生環境課 32-1598

可燃ごみ収集



ごみ出しは時間を厳守してください。時間に遅れて出したごみ・違反ごみは収集しません。ルールを守ってごみを出しましょう。

	月・木 収集地区	火・金 収集地区
年末	12月30日(月) まで	12月31日(火) まで
年始	1月6日(月) から	1月7日(火) から
時間	三角、不知火、小川 松橋、豊野	8:00まで 8:30まで

※火・金収集地区については、12月31日(火)も収集を実施します。各世帯に配布されている「宇城市総合カレンダー」の日程とは異なりますのでご注意ください。

宇城クリーンセンター への搬入

大変混み合うため、事前に分別をした上で、時間に余裕を持って来場してください。

日程	年末 12月30日(月) まで	年始 1月6日(月) から
時間	8:30~12:00、13:00~16:00	
搬入料金	10kg 以下は200円 (以後10kg 増すごとに200円加算)	

※家庭ごみを自己搬入するときの搬入証が不要になりました。クリーンセンターの窓口で運転免許証などの身分証明書を提示してください。

分別収集

年始は、日程が通常と異なる場合があります。宇城市総合カレンダーで確認してください。

し尿くみ取り

受付期限 12月20日(金)
業務終了日 12月28日(土)

※詳しくは、直接業者にお問い合わせください。

複数のごみをひもで縛る・袋に入れるなどしてまとめ、シール1枚で出すことはできません。

まとめてシール1枚は NG



② シールはごみ1点ごとに1枚貼る



スーパーマーケットやコンビニなどで購入できます

① 粗大ごみシールは必ず氏名を記入

粗大ごみを出す時の
注意点は